

令和6年 第9回

教育委員会定例会会議録

令和6年9月9日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2642号

令和6年第9回定例会

日 時 令和6年9月9日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員 員	鈴 木 令 奈
	委 員 員	中 村 博
	委 員 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	山 本 瞳 美
	学校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	野 上 宏
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育指導担当課長	清 水 浩 和

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	畠 目 雄 太

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 弓道場等の整備について
- 2 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について

日程第2 報告事項

- 1 子どもの学習費に関するアンケート調査結果の報告について
- 2 区指定文化財の保存と活用に関するアンケート調査の結果について
- 3 令和6年度春の通学路点検の実施結果について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和6年第9回港区教育委員会定例会を開催いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、田谷委員にお願いします。

○田谷委員 了解しました。

日程第1 審議事項

1 弓道場等の整備について

○教育長 それでは日程第1「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第61号「弓道場等の整備について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは本日付議案資料No.1を御覧ください。弓道場等の整備についてご説明をさせていただきます。区では、元麻布三丁目の旧麻布保育園用地に複合施設を整備することにつきまして、検討を進めております。本件は、教育委員会として、その複合施設に弓道場、それから運動スペースとしての多目的室を整備することについて、お諮りするものでございます。

項番1 「本用地の概要」です。所在地は元麻布三丁目、南山小学校の近隣になります。面積は約1,700平米。図の赤く塗った、ちょっと変わった形状の土地となります。

項番2 「弓道場及び多目的室の整備について」です。まず(1)「経緯」についてです。区立の弓道場は檜町弓道場が昭和42年に開設されまして、長年活用されてまいりましたが、平成16年に、施設の老朽化と赤坂九丁目の開発に伴って廃止されました。その後、暫定施設として赤坂弓道場、愛宕弓道場を開設いたしましたが、平成31年に愛宕弓道場を廃止して以降、弓道場に適した用地の確保ができず、現在まで弓道場の整備には至っていない状況でございます。区立のスポーツ施設としての多目的室は、現在はスポーツセンターに設置しております。また令和11年度に竣工予定の北青山三丁目地区スポーツ施設にも整備する予定となっております。

次に(2)整備の「必要性について」です。現在、スポーツセンターの武道場3というところが唯一弓道ができる区の施設として運営されておりますが、アーチェリーと兼用で、利用枠を概ね半分ずつ、曜日や時間帯ごとに弓道とアーチェリーで分け合って使用していることもありまして、弓道につきましては以前から定員超過の状態となっていました。コロナ禍を経て、さらに利用者が増えておりまして、令和5年度には年間の利用者が8,700人を超えており、スポーツセンター以外の弓道利用者の新たな受け皿となる場所が必要となっております。また多目的室につきましては、区民のスポーツ需要が多様化している中で、様々な年代の幅広いニーズに対応し得る場所として必要であると考えております。

次に（3）「本用地との適合性について」です。弓道場は、矢が通る矢道、矢を射る場所、射場などで、かなり長い距離の奥行きと、矢道については4メートル程度の天井高が必要となります。また矢道に柱を設けるということが望ましくないため、ロングスパンの梁を架ける建物の構造とする必要がありまして、そのために上の階の積載荷重にも十分配慮する必要がございます。本用地は、東西に約60メートルある敷地形状で、かつ日影規制により3階以上の建物を整備することが難しいため、弓道場の整備に適した場所となっております。

弓道場、多目的室の「整備、活用の方向性について」です。これまで述べてきたことを踏まえまして、本用地に整備する複合施設に、弓道場と運動スペースとしての多目的室の整備を検討してまいります。弓道場は、増加している弓道人口の受け皿のほかにも、見学会や体験会、外国人向けの教室の実施など、国際交流の場としての活用も検討していきます。多目的室につきましては、卓球やダンス、ヨガ、ボッチャ、eスポーツなどができる施設とともに、子どもの遊び場としての活用も検討していきます。また、いずれも、災害時は区民避難所として活用できるよう、今後整備計画の策定を進める中で検討してまいります。

項番3「弓道場の整備イメージ」でございます。射場、矢道、的場、矢取り道といった、弓道に必要なものにつきまして、それぞれ記載の広さを取るように考えております。

項番4「複合施設の用途」です。弓道場、多目的室のほかに、障害者グループホーム、災害対策住宅など、複合施設として整備する予定となっております。

最後に、項番5「今後のスケジュール」でございます。10月に区民文教常任委員会で報告をした後、11月には地域への情報提供を予定しております。令和7年度から整備計画の策定に取りかかりまして、設計を経て令和10年度に着工、13年度の竣工を予定しております。説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願ひいたします。

○教育長　ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見などはございますでしょうか。

○中村委員　この用地の欠けている部分というのは、何があるのですか。長方形みたいな、欠けている部分があるではないですか。ちょっといびつな形になっている。この欠けている部分というのは何があるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長　住宅になります。

○中村委員　住宅なのですね。弓道場、どうなのですかね。その住宅に対する配慮みたいなものは何か必要ではないですか。何かやっているのだったら、教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長　先程申し上げたとおり、高さはあまり出せない場所になりますので、日影の問題というよりは音の問題が、おそらく考えられるかと思います。それは設計と運用ルールの中で、しっかりと近隣に配慮するようなやり方を検討してまいります。

○中村委員　今の段階では、この予定はまだ、そこの民間の方には、まだ情報としては伝わっていないですか。もう伝わっているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長　近隣への、地域への情報提供が11月頃を予定しておりますので、詳細はまだでございます。ただ、この場所に何か区として施設をつくるということに当たりまして、

一旦近隣の方には、どういった機能が地域としては必要と考えているか。そういういた聞き取りというのは、麻布地区総合支所と用地活用担当の方で行っております。

○中村委員 こういう形状で周りを、前面道路で後ろと左右、両脇を区の施設に囲まれる訳ですから。しかも一応スポーツ施設というのもあるので、騒音等の問題が出る可能性が高い。その辺は十分に配慮してやっていただければと思います。以上です。

○鈴木委員 これは自転車置き場、自転車シェアリングポートというものがあるようですが、利用者の駐車場、駐輪場、その配置というのは、どういった形になっていきますでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 現時点では、駐車場は数台分です。障害者グループホームが入ります関係で、駐車場を1台から2台分程度設ける予定になっておりますが、整備計画はこれからですので、まだ確定はしてございません。

敷地の使い方の中で検討していくことになっております。駐輪場もやはり設けることは考えておりますが、台数までは、これからでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○山内委員 この弓道場を含んだ建物の構造は2階建てですが、弓道場はその2階に入るというような形でしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 弓道場は1階の予定でございます。

○山内委員 先程、中村委員から騒音の話がありましたが、要するに建物の閉ざされた空間の中にこの弓道場ができるということでおよろしいでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 1階の建物の中になります。壁で囲われた中です。

○山内委員 その上で、この弓道場の構造ですが、射場は何人が同時にできるものになりますでしょうか。過去の、例えば愛宕の暫定的な弓道場などは、同時に何人立てる形だったかの話。教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 失礼しました。まず今回予定しております麻布の方の弓道場につきましては、3人立ち、3人が同時に矢を射つ。ちょっと詰めると5人まで大丈夫だろうという幅を見込んでおります。これまで暫定施設でありました愛宕弓道場ですとか、それ以前の檜町弓道場は5人立ちでの施設となっていました。

○山内委員 ありがとうございます。あと、今度せっかく弓道場をつくる訳ですから、機能面での研究もよくなさるといいと思います。近年できている弓道場は、色々工夫されているところもあって、例えば先程、外国人にも見てもらうということがありましたが、そうすると例えば矢取り道にしても、ただ単なる矢取り道ではなくて、そこからも見学できるようにして、その代わり矢がそれでもそちらには絶対に行かないように間をガラスなのかアクリルなのか、しっかり仕切って、透明なアクリル、あるいはガラス越しに中が見られる。そういうふうにすると、矢取り道のところからも見学ができる訳ですよね。あるいは射場の後ろ側からも見る。色々なことが考えられますから、

そういう、するための射場、見るための工夫も丁寧にされていくと、いい弓道場ができるのではないかと思いますので、ぜひ研究してください。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。最近できている弓道場ですとかの様子も見て、あるいは、なかなか特殊な競技ですので、港区弓道連盟の方のアドバイスなども頂きながら、よりよい弓道場になるように、まずは整備計画の方に取り組んでまいります。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 今の山内先生の観戦できる場所というのは、このままだとこの矢取り道以外では観戦できるところというのはあるのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今おっしゃった矢取り道、余り幅の広いところではないのですが、矢がそれたときに当たらないように、山内先生が先程おっしゃったような施しもしながら、矢取り道で見ていただくこともできますし、それから射場の方で御覧いただくことも考えております。

○田谷委員 射場ということは。

○教育長 後ろから。

○田谷委員 後ろから。この自転車シェアリングポートと書いてありますが、これは今ある既成の、そういう自転車とか、LUUPとか、そういうNTTドコモなどでもやっているのかな。そういう会社を入れるということですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 現時点では、他の区有施設でも場所を設けているNTTドコモのシェアサイクルを考えているところでございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第61号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第61号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について

次に、審議事項第2、議案第62号「港区立みなと科学館の特別投影の使用料について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは議案資料No. 2、議案第62号「港区立みなと科学館の特別投影の使用料について」説明いたします。

本件は、みなと科学館のプラネタリウムにおいて「星空コンサート」という特別投影を実施するに当たり、港区立みなと科学館条例第11条に基づき、その使用料についてご審議いただくものでございます。

項番1の「特別投影の内容」でございますが、「星空コンサート」という名称で、プラネタリウム内で星空の映像の中、生演奏を行うものでございます。こちらの星空コンサートにつきましては、

項番3に記載しておりますとおり、サントリーホールと森ビル株式会社が主催する「ARK Hi 11s Music Week」の一環として実施するものでございます。実施回数は表に記載のとおり、10月2日及び10月4日の2回を予定しております。

10月2日にはインドネシアの伝統音楽であるガムランを、3名程度の小編成、10月4日はピアノ及び竹笛による2名の演奏を実施する予定でございます。定員につきましては、いずれもプラネタリウムの座席数である121人としております。

項番2の「使用料」でございますが、大人が1,000円、小中高生が500円とします。こちらの算出根拠につきましては、資料の3ページ目の「特別投影の経費と使用料算出について」の表に記載のとおり、出演料、職員人件費及び光熱水費の合計を延べ予定来館者数に除して算出しております。算出の結果、1,064円となり、100円未満の端数を切り捨て、大人は1,000円、小中高生につきましては半額で500円といたします。なお、昨年度も星空コンサートを実施しておりますが、使用料は今回と同様でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 去年と同じということですが、去年の出演者の数はどの程度ですか。

○教育指導担当課長 去年も2回実施しておりまして、1回目が5名、2回目が5名の10名でございます。

○中村委員 今回は、今のお話だと5名程度ということで、人数が去年の半分なのですが、出演料は変わらないということでしょうか。

○教育指導担当課長 総数の出演料としては、変わらない形でございます。ただ、楽団に支払うものでございますので、ある程度、その中の専門性等は加味した上での金額になっております。

○中村委員 ということは1日目、2日目、このガムランの楽団に払う金額と、2日目のこのお2人に払う金額が22万円ということですね。この金額は、もう何人になろうが決まっているということですか。

○教育指導担当課長 実際の席数と算出した金額として、この金額として出しておりますので、基本的には変わらない形で進めているということになります。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第62号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第62号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 報告事項

1 子どもの学習費に関するアンケート調査結果の報告について

○教育長 次に日程の第2「報告事項」に入ります。初めに報告事項第1「子どもの学習費に関するアンケート調査結果の報告について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは報告事項1ということで、資料No. 1を御覧ください。子どもの学習費に関するアンケート結果を集計いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず調査対象ですが、区立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者3,500人。それから私立小・中学校等に通う生徒の保護者3,500人に、それぞれ調査を実施いたしました。区立に関しては緊急配信メールで、私立に通う保護者に対しては郵送で協力の依頼をさせていただき、(5)の「回答数」ですが、区立小・中学校は244件で回収率が7%、私立小・中学校に関しては503件で14.4%。いずれも回収率としては、統計上、なかなか参考になり得ない、低い数値になってございます。

その要因といたしましては、資料1-3の報告書の63ページ以降に調査票をお付けしてございますが、この調査の仕方、調査の内容について、細かく数字を聞くものになっております。設問数が多いということ、その数字を把握されているご家庭がなかなかいらっしゃらなかつたのか、あるいは方法がそもそも至らなかつたのか、様々ありますが、この回答数の低さ、それとこの設問にございますように、それぞれの項目について「おいくらですか」というふうな聞き方をしておりますので、中には、項目によっては、もう分からぬので「0円」というような回答も多く見受けられました。そのことから、数値についても参考程度ということで捉えることになるのではないかというふうに、事務局としては考えております。

そういう中で、集まったデータを基に分析をしたものが、資料No. 1-2を御覧いただきまして、A3の資料になりますが、こちらの「教育費の現状」というところで、左下の2番を少し広げてみていただきますと、紙だとちょっと細かいので、もしよろしければデータの方を拡大してみていただきたいのですが、まず区立小・中と私立小・中に対して、授業料ですとか教材ですとか、学校の中で使う費用を「学校教育費」として、まず確認しています。もう一つは「学校外活動費」。これは塾ですとか、学校の活動以外で、学校の外でかかる経費として、見比べた表を付けています。

区立小・中学校に在籍する学校内での費用、「学校教育費」は平均で11万円強ということで、内訳として最も高額だったのは、通学用品費でした。かばんですとか靴ですとか、そういったものが多くなったと。学校外でかかる費用は87万円超ということで、ここで最も高かったのは、学習塾の費用がかかったと。

一方で私立学校に関しては、図を見ていただくと、授業料が圧倒的に学校教育費に占めていると。ここが大きくて、総額で、区立に通わせる場合と比べたときに、学校教育費は、私立は20倍になっているという結果が出ています。学校外活動費、学校の外での教育費については、実は私立、区立とも余り差はないという結果が出ております。学習塾費が最も高いという傾向は区立、私立ともに一緒という状況でございます。

右側の「教育費の負担感」ということで、こちらの区立の学校教育費に関しては、負担感が少ないので、学校外活動費に関する負担感を持っている区立小・中学校の保護者が多いということと、私立に関しては、総じて学校内でも学校外でも負担は大きいという結果が出ております。

4番として「必要と考えられる政策課題と先進事例」ということで、学校内の教育費についても学校外の教育費についても一定の負担感はあるということから、四つ程先進事例というものを拾っております。習い事、塾代に関する助成をしているのが、大阪市と南房総市などは学校外の経費について補助をしている。それから23区の中では、新宿、中野、杉並、墨田が給食費の支援を行っている。それから日立市などでは、通学用品費であるランドセル、スクールカバン等を贈呈するなどの経費負担をしているというようなことをお調べしてございます。

先程から、この報告についてはなかなか参考になり得ないというご報告をさせていただいていますが、この報告書の中で事務局として、首をかしげる部分について、特徴的なところを少しご紹介させていただきたいと思います。紙資料の7ページを御覧ください。7ページは、区立学校の保護者の方の回答ですが、7ページで、制服は0円というのが130人もいますということで、この「0円」というのは何でしょう。もしかしたら上のお子さんのものを使っているとか、よその方から頂いたとか、そういうことで0円なのか、つかみ切れないでとりあえず0と書いたのかが不明ですが、余りにも多いなというところ。

それから次の21ページを御覧ください。21ページは私立学校の保護者の方にお聞きした修学旅行費です。500人くらい答えてくださった中の半分くらいが0円と答えています。これは修学旅行にただで行っているのかというと、そうではなくて、おそらく授業料の中に込み込みなのか、分からぬから0円なのか。ちょっととここも数字の信憑性が分からない状況です。

次のページを御覧いただきますと、給食費について、私立学校に聞いています。給食費も、給食がある場合というふうなことでくくっているのですが、その中でも、給食があるといった場合でも給食費は0円が275人ということで、ここも把握していないのか、それとも授業料の中に給食費が込められていて、単独で給食費というのを支払っていないから0円なのか、ここも分かりづらいところ。それから23ページに、給食がない場合にお弁当代はどうですかと聞いたところ、お弁当もどうもなさそうで、0円という回答が最も多かったという状況です。0円を足すと、500人中の400人近くが、給食、昼食代にお金がかかっていないのではないか、という答えなのですが、ここも本当にかかっていないのか、それとも別の経費で負担がされているのかが、ちょっとよく分からぬという状況になってございます。

それから、30ページを御覧いただきますと、これは私立の保護者の方で、先程、学習塾費が区立、私立ともに多かったとご説明しましたが、学習費に関しては、私立については約5分の1から4分の1のご家庭は学習塾は行かれていない、区立に比べると私立の方が学習塾に行っていないケースが多いというようなことです。

最後に、34ページ以降に、各費目ごとの私立と区立を比較できる表、そして全国の平均額との比較を載せてあります。34ページの下段では、入学金ですとか検定料、授業料、あと施設整備費、

そういうものが基本的に私立に関してはかかっているということで、ここが大きく20倍違う部分になってきます。それから36ページが学校外活動費ということで、ここがさほど差がないですね、といったところになります。こういった傾向を今後の参考に、区立、私立に対してどのような支援を今後していくべきなのかということについて、一定の参考データとして活用していきたいと考えております。本日こちらでご報告させていただいた後、議会にも情報提供していきたいと考えてございます。説明は以上です。

○教育長　ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員　まず今後のためにお話しすると、今回、回収率が低かったということについては、色々改善すべき点はあると思うのです。一つは回収数を見ていやすくと分かるように、区立小・中学校は回収率が7%、私立小・中学校の方が14.4%。倍高いということなのです。つまり郵送で送った方が倍の回収率が得られていて、オンラインで調査した方はその半分となっています。結局オンラインの場合は、本当にメールを見てもらっているかなということ、そしてもう一つは回答しやすい形に、スマホなどで受けた場合に回答しやすい状態になっているのかということをきちんと見ておかないといけないですよね。

これを見ると、どうも郵送の方がみんなちゃんと気がついて、返事してくれているということです。もしオンラインでやるのであれば、その部分をどう補うかということを工夫しなければいけない。一方でオンラインの場合は、回答してくれているか、してくれていないかという情報は取れる訳ですから、その後、締切りのタイミングなのか、その直前かその後か。もう一回催促のメールをきちんと出していけば、回収率はかなり上がってくる訳です。そういうことを工夫するというのが一つあります。

それからもう一つは、調査票の設計上の問題です。先程おっしゃったように、この〇というのが何を意味しているのか分からぬ。あるいはみんなが回答しやすかったか回答しにくかったのか。

普通こういう大きな調査をやるときは、事前に少人数で、周りの人でもいいのですが、回答しやすいか、回答しにくい箇所がないかを試しにやってもらって、その上で回答しにくいところが何か。そこを全部確認して、修正して、本番に入る。それが一般的な考え方ですね。これは、どうもそういうパイロットスタディというか、試行的なことをしないまま行ってしまったということだと思うのです。

ですから常に、こういう調査票をやるときは、調査票そのもの、項目だけではなくて回答しやすくなっているのか、どこがしにくいか。では、しにくければどうすればいいのか。あるいは分からぬときとか、どういうふうに回答するのかというと、できるだけ丁寧に詰めて、その上で完成させるというのが重要だと思います。もう調査が始まってしまったら修正できない訳ですから、その前の調査票の設計が勝負ですので、そこをもっと丁寧にする。それが今後大切になると思います。ぜひよろしくお願ひします。

○教育長室長　おっしゃっていただいたように、送付の方法、それからリマインドなど、オンラインのメリットを生かした回収率の改善、こちらはしっかりやっていきたいと思います。設問について

ても、全国との比較ができるようにということで、文部科学省の調査方法に準じたということもあるって、そこも含めて、やはり区で行って、かつ回答していただきやすいようにという工夫は必要だというふうに思いますので、次回以降は全国との比較に余りこだわることなく、区の実態をしっかりと把握できるような方法を工夫してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○山内委員 そうすると、例えば全国の調査に準じたという、全国の文科省の調査、回収率がどのくらいで、そのときにどういう方法で回収率を維持していたかという検討はされていましたでしょうか。

○教育長室長 おそらく、そこは不十分だったと思います。

○山内委員 仮に同じことをやるにしても、そこを工夫、比較して、国がどういう形でやって、こういう結果になった。では港区がするのだったらどうやつたらもっと精度が上げられるかという、もう一工夫しないともつたいないと思うのです。

もう一つは、では本当に国と同じ設問だけでいいのかどうかということですよね。やはり港区の事情に合って、施策を考えていくということを考えたときに、どういうところを工夫して設問を加えるのか。あるいは、もうこれはいらないという項目は外すのか。やはりそこは工夫していくところが重要なのではないかと思います。それは何のためにやるかという調査の目的を、どうみんなが共有して、それに合わせた設計をするかということだと思います。

○教育長室長 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 先程、山内委員の方からも調査方法などでお話しあったかと思いますが、やはり数字を見てみると、ざっくり例えば学習費について、我が子で計算すると、この平均値というのがもう3分の1以下なのです。なので、おそらくこの答えた方々というのも、かなり細かくは答えていないのではないかと思われる数値が多くて。検定に関してもそうですし、ざっくり自分で計算したものと比較しても、かなり少ない数値が出ているので、明確に答えられるようなアンケートのシステムにしないと。

例えば先程の制服でお話しあったかと思うのですが、学校によっては制服のリサイクルをやっていて、入学前にご卒業された方が置いていってくださったものを配るというのもあるのですが、このほかのランドセルに関しても、おそらく全体で2万7,300円、小学生に関しては3万3,000円というふうになっていますが、周りを見渡しても、大体ランドセルは10万円近くかかっている方が多いので、おそらくこのデータは、ちょっと真剣に答えていないデータなのかなと感じております。

先程、山内委員の方からもありましたように、ウェブで集計するのはウエルカムなのですが、メールで送られた後に学校からの配信も、例えば学校から「まなびポケット」に配信をするというようなことをすれば、もうちょっと確率的に回答してくださる方も増えていくのかなと思うので、運用のときに、皆さんがあなたが答えやすく、それからリマインドをするなどで、必ず答えられるような環境をつくっていただけるとありがたいです。

○教育長室長 ありがとうございます。おそらく今回、先程説明の中でも申し上げた「0円」という回答で、特に学習塾に関しては、通わせていないのかどうかというのも分からぬ。0円がすごく多くて、平均をかなり押し下げてしまっているということで、やはりこの金額調査に関しては、もう少し工夫、改善が必要だというふうに思いますので、より実態が把握できるような調査をする。あるいは、もうこうなると何千人の方にお聞きするというよりは、少しサンプル調査をするとか、工夫をさせていただいて、本当に金額を押さえる工夫はこれからも改善していきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 区指定文化財の保存と活用に関するアンケート調査の結果について

○教育長 次に、報告事項の第2「区指定文化財の保存と活用に関するアンケート調査の結果について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「区指定文化財の保存と活用に関するアンケート調査の結果について」ご説明いたします。本日付報告資料No. 2を御覧ください。

報告内容です。5月27日の教育委員会でアンケート調査の実施について報告をさせていただきました、区指定文化財の保存と活用に関するアンケート調査、こちらの結果をご報告いたします。

項目1「調査概要」です。「対象者」は区指定文化財の所有者等、43団体、4個人になります。「調査時期」は令和6年6月7日から6月28日まで。「調査方法」は、調査票を郵送し、返信用封筒により回収いたしました。質問数7、発送数は合計47件、回収率、回収が28件で回収率は59.5%となっております。

項目2「調査結果」に行く前に、12分の6ページ、参考資料を先に御覧いただければと思います。まず前提条件として、区指定文化財に対する補助制度について、簡単にご説明させていただきます。5月の説明と重複する部分がございますが、鈴木委員が初めてになりますので、簡単にご説明させていただきます。教育委員会では、区指定文化財の修理等に係る経費の8割を補助する文化財保存事業費補助金と、文化財の保存と活用を奨励することを目的に建造物に5万円、美術品など建造物以外の文化財に2万円などの補助をする文化財保護奨励金制度を設けております。12分の7ページ以降に記載しているとおり、現在区の指定文化財は151件あります。このうち、区が所有しているものなどを除きまして、補助対象となるものは現在112件となっております。

1ページ目、項目2に戻らせていただいて、「調査結果」を報告させていただきます。調査結果の詳細は、12分の2ページから12分の5ページまでにまとめておりますが、まずここでは概要をご紹介させていただきます。(1) 文化財保護奨励金の交付額については、「十分である、最低限足りている」と回答していただいた方が6割以上ですが、物価高騰やインバウンド需要などを理由に「足りていない」といった回答、ご意見がございました。(2) 区指定文化財の公開状況については、「常時公開」または「毎年実施している」、「東京文化財ウィークに合わせて公開」という回答が多

く、長期休館や人員不足を理由に「公開していない」という意見もありました。(3) 区指定文化財の公開以外の活用状況として、「リーフレットやパンフレットを作成し、配布している」、「ホームページやSNSで紹介している」などの回答がありました。一方、「活用の仕方が分からない」、「ホームページを開設準備中」などのご意見もありました。

次に、集計結果の中からいくつかご紹介したいと思います。12分の2ページ以降を御覧ください。まず12分の2ページです。こちらでは設問1として、「日々の文化財維持管理における奨励金について教えてください」ということで、足りているか足りていないかということをお伺いしました。このうち、先程ご説明したとおり「十分である」「最低限足りている」という回答で6割強という結果でございました。「足りていない」と答えてくださった方に、設問2で「どのような内容に対し」て、「どの程度、足りていないか」というものを記述していただきました。いくつかご紹介します。

まず、「少し足りていない理由」として、三つ目の黒ポチのところですが、「インバウンドの観光客が増え、防犯上の設備を整備したい」というご意見ですとか、四つ目にございますが、「光熱水費も人件費も高騰している」ということで、「物価上昇にスライドした上昇があつて良いと考える」というご意見を頂いております。「かなり足りていない」というところの回答でも、一つ目の黒ポチのところに、「物価高騰のため、材料費が高くなっている」というご意見と、「レプリカ人形」の制作に、一体当たり約100万円の費用がかかっていて、そのメンテナンス費用に年間10万円発生していて、奨励金だけでは足りていないのが現状である、といったご回答も頂きました。

次に1ページ進みまして、文化財の公開状況についてお伺いしているものでございます。7割以上の方が「公開している」という回答を頂きまして、公開の頻度を設問4で聞いております。どの程度の頻度で公開しているかということで毎年10月から11月に実施している東京文化財ウィークに合わせて公開しているですか、建物だから常時公開していますといったご回答を頂いております。公開していない理由としては、一つ目の黒ポチですが、「人員不足のために公開するのが難しい」というようなご回答も頂いております。

次に1ページ進みまして、設問の5です。公開以外の活用の仕方を伺っているもので、こちらについては、公開以外での活用が「ある」というご回答が48.1%、「特になし」が51.9%でございました。公開以外の活用の方法として、リーフレットの制作・配布、資料作成ですか、ホームページやSNSでの公開というご回答が多かったところでございます。

最後に設問7で、自由意見ということで伺って、記述していただいているものがございます。こちらでは、まず文化財保護奨励金に対するお礼のご意見を複数頂いておりました。文化財保護奨励金の交付ですか、文化財の保存に対しての相談に乗っていただいていることに対してのお礼というものを記述していただいたことが多数ございました。黒ポチの三つ目ですが、「お堂の彫刻を鳥のフン害から守るためにネットをかけているが、風雪や経年劣化により破損している。これらを修復するためには多額の費用がかかるためなかなか実施に移せないのが現状である。できることなら補助制度の適用範囲を拡大し、お堂本体に限らずそれに付属する部分にまでカバーしてもらえるように

なると大変ありがたい」。このようなご意見がありました。こちらに関しては、先程ご紹介した現状の補助制度、文化財保存事業費補助金で、対象として取り扱えるものですので、ご意見を書いていただきたところにはそのことをご案内しております。こういったご意見が寄せられるということは、我々の、制度のご案内不足というところもあろうかと思いますので、そこに関しては早急に改善をしていきたいと考えております。

最後に、1ページ目に戻りまして、項番3「今後の方向性」です。これらのアンケート結果を踏まえまして、区指定文化財所有者が文化財を適切に保存し、活用できるよう、港区文化財保存事業費補助金を改めて周知するとともに、文化財保護奨励金の拡充を検討してまいります。引き続き、文化財所有者と連携・協力しまして、文化財の適切な保存と、多くの区民が文化財に広く親しみを持てる積極的な活用を進めてまいります。

具体的には、来年度予算で、奨励金の増額と文化財の積極的な活用により重点を置いた文化財保護奨励金の拡充というものを検討しております。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 文化財の保護奨励金の方は、ある意味で経常的な保存のために使ってくださいという感覚だと思うのですが、片方で文化財の保護のために、時々大きな額のかかる修復とか修理というのが必要になる訳ですが、それに関しては文化財保存事業費補助金で交付できているということだと思いますが、文化財保存事業費補助金の実際の申請額に対しての交付額というのは、現状どんな状態になっているのですか。つまり、申請額に対し、それに対して交付というのはかなり限られたものになっているのか、それとも申請に対してはほぼ交付できているのか。そのバランスを教えていただけます。

○図書文化財課長 基本的に、申請額に対してはほぼ満額で、ほぼ補助ができる状況でございます。こちらに関しては、保存事業費補助金は額が非常に大きくなるので、前年度の予算要求の前に所有者に調査をかけさせていただいて、必要に応じて予算要求をして、措置をさせていただいているという状況でございます。

○山内委員 ありがとうございます。そうすると、大体前年度に調査をして、必要だというところにはおおよそ応えられている。それとも、ここはちょっと待ってくださいということが結構出てくるのか、それとも大体応えられているのか、いかがでしょう。

○教育長 実例も踏まえてお話しすると、多分分かりやすいと思います。

○図書文化財課長 ほぼほぼ応えられておりまして、今年度ですと赤坂氷川山車の山車人形の修復に関する補助ですとか、昨年度ですと令和4年に文化財指定をした屏風の修復に関する費用ですか、そのあたりは満額の予算を措置できております。

過去に、明治学院大学の講堂だったと思うのですが、建造物に関してはやはりものすごい金額が高くなるので、8割といつても予算の範囲内という決めがございまして、その部分で8割、全額は補助できていないという事例はございますが、最近の事例で行くと、8割の補助が実施できます。令和4年度、旧岩崎邸庭園土橋改修工事の保存修理事業総事業費 1,815,000 円、交付額（8

割) 1,452,000 円、令和5年度紙本着色琴棋書画図屏風の保存修理総事業費 5,987,806 円、交付額(8割) 4,790,224 円などです。

○山内委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 今、3番目の「今後の方向性」というところで、色々ご検討いただけるという内容だったのですが、この文化財の所有者を見ると、学校や宗教法人、港区は除いて、学校や宗教法人が非常に多いので、安定的な保管をしていただきて管理をしていただけるのかなと思っているのですが、やはりよくよく見ると、結構個人というのもありますよね。個人でこういった文化財の保存、管理というのは非常に難しいと思うので、そういうところに、どちらかというと注目していただきて、今後損失することのないように、その辺などもご検討いただけるということで、見逃さずに力になってあげていただきたいなと思います。

○図書文化財課長 文化財保護奨励金は、美術品の保存ですか、様々なものに使っていただきておりますし、具体的に報告も頂くのですが、防虫剤の購入だったりとか、清掃に係る清掃用具の購入だったりとか、細かい日常の管理にもしっかりと使っていただいているということを確認しております。指定に当たっては、同意を頂いた上で指定をしており、所有者の方も守る意思があつて指定を受けてくださっているので、所有者の方と丁寧にコミュニケーションを取りながら、文化財が適切に守られるように取り組んでいきたいと思っております。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 こういう制度を使って、民間が持っている文化財を守っていくと。そのための制度だと思うのですが、いくらお金をあげてもやる気がない所有者もいるでしょうし、あるいはそういうことができなくなる団体もあったりとかすると思うので、そういうときにそれを放置すると、結局、貴重な文化財が消失する、文化的な価値が損なわれるということもあると思うので、そういう場合に備えて、区としてはどのようなことを考えているのでしょうか。

○図書文化財課長 今回のアンケート調査も、その状況を伺うということでは、一定成果があつたと考えておりますが、基本的には奨励金を毎年お支払いして、その実績報告を頂くので、そこで状況を確認できると考えております。また、学芸員が必要に応じて所有者のところに訪問をして指定文化財の状況確認を行っておりますので、所有者さんに完全に任せ切りという訳ではなくて、区としても、一定の関与はしているという状況でございます。

○中村委員 この奨励金の交付というのは、毎年この金額を文化財指定を受けている文化財の所有者には、もう自動的に交付をするのですか。何か申請をさせるのですか。

○図書文化財課長 申請を頂いて、交付をしている。また、用途の報告も頂いています。

○中村委員 申請をしてこない人もいるのですか。所有者の中でも。

○図書文化財課長 辞退をされる方もいらっしゃいます。

○中村委員 それは、自分の費用で十分賄えているから区からの奨励金はいらないよという意思表示と考えていいのですか。

○図書文化財課長 様々事情があると思うのですが、文化財といつても本当に様々でして、例えば、小さいお札のような文化財もあります。こういったもので、積極的に公開をしないとなると、おそらく奨励金をもらっても使い道がないということも想定できます。

○中村委員 奨励金を申請しない人というのは、全体のどれくらいの割合ですか。

○図書文化財課長 区指定文化財 151 件のうち、区が所有するものなどを除いた奨励金交付対象件数は 112 件あります。このうち辞退は令和 5 年度で 1 件です。

○教育長 中村委員のもう一つの質問ですが、仮に本人が、なかなか保存していくことが厳しいという形で区に寄贈する例もあると思うので、そこもちょっと紹介してください。

○図書文化財課長 区が所有者と相談の上で、寄託を受けるということもございます。その場合は郷土歴史館で適切に保存、管理をさせていただきます。

○中村委員 個人の持ち主が亡くなった場合の対応はどうするのですか。

○図書文化財課長 指定を解除するという選択をすることもあれば、区が寄託を受けて、区がそのまま指定文化財として管理することもあります。それは所有者や、ご遺族の意向を確認しながら、という形になります。

○中村委員 それは、やはり相続人の方々の意思を最大に尊重して、港区としては対応しているという、そういう理解でいいですか。

○図書文化財課長 はい。無形文化財で技術の指定をされている方というのは、どうしても継承者がいない場合は、その技術をお持ちの方が亡くなられてしまった場合、解除せざるを得ないということもございます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 私の勉強不足なのかもしれないのですが、12分の12ページ、一覧表の一番最後の方なのですが、「尾崎紅葉生誕之地」というのが芝大門と住所まで入っていて、所有者のところがないのは、これはどういう意味なのでしょうか。12分の12ページ。紙資料では7ページ。

○図書文化財課長 旧跡は、歴史、文化の正しい理解のため重要な遺跡で、原形が損なわれているもの、又は由来、伝説等において著名な土地や標識物です。尾崎紅葉生誕之地は、概ねの範囲であり、旧跡自体が場所を特定していないことから、所有者欄を空欄としています。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、次に移ります。

3 令和 6 年度春の通学路点検の実施結果について

○教育長 次に、報告事項の第 3 「令和 6 年度春の通学路点検の実施結果について」 説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは報告資料 No. 3 を用いまして、ご報告させていただきます。「令和 6 年度春の通学路点検の実施結果について」 でございます。

「概要」でございますが、交通安全運動に伴います通学路点検は、児童の登下校の安全確保に当たり、例年実施しているものでございますが、今回も春の実施分ということで、各学校主体で実施をしたところでございます。

項番2「点検実績一覧」でございます。4月26日の南山小に始まりまして、6月27日、青南小まで表の右側記載の各地区総合支所、管轄する警察署とともに実施してございます。また特徴的なところですが、表の下段を御覧いただきますと、前回と比べまして参加人数、指摘箇所数ともに増加となってございます。要因としましては、昨年度に参加の上限、人数上限を撤廃したことでもございまして、安全対策に対する地域の関心が高まっていることに加えまして、参加者の増加に伴い、指摘箇所数も比例して増えたものと考えられます。

次ページを御覧ください。項番3「主な指摘箇所への対応状況について」です。主な指摘箇所数は167件ございまして、本日のご報告までに全ての案件について、対応依頼は済んでございます。ただし、米印に記載のとおり、相手方の対応依頼を求めるものの先方において対応ができないとされたものや、対応時期が未定のものも含まれますが、その場合には、児童への安全指導というふうに安全確保を図っていくものでございます。

項番4では「今回の点検で報告された主な指摘内容及びその対応について」13項目ございまして、詳細を学校別に記載してございます。なお、これらの結果ですが、結果報告書としまして、各学校において教員間で共有するとともに、点検マップや写真等で危険箇所を見える化しまして、児童、保護者に分かりやすく周知してもらえるよう依頼しております。

雑駁ですが、ご報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 前回の、昨年の秋になされたときと今回と比べて、指摘箇所が倍増とか3倍とかなっているところもあるようなのですが、今回は参加人数も増えたというところがあるので、人が増えたので色々な要望が増えたということで、増えるのは当然予想はされるのですが、ちょっと、この2倍とか3倍とかに増えているというところで、何か各学校の校区で、こういうことがあったから増えたのではないかという、そういう特殊事情があるようなところがあれば、教えてほしいのですが。

○学務課長 特定の学校における問題意識というのは、地域の方々それぞれの思いですので、直接伺っているところではございませんが、今お話しいただきましたように、PTA内、町会内の参加者数が大幅に伸びている。全体の平均ですと3割程度なのですが、多いところですと倍近くに参加者が増えているというようなところもございますので、それに伴いまして、比例して、指摘箇所も増えているという事実は確認しています。

○中村委員 その地域で、例えば何か特に大きな、例えば大きなビルが建つとか、工事の現場がちょうど通学路に当たっていて、何か特に注意をしなければいけないことが増えたとか、そういう個別要因があったところもあるのかなと思ったので、聞いたのですが、特にそういうところは把握していないということですか。

○学務課長 把握していないというか、報告書の形では上がってきますので、どういう問題意識を各校区別で持たれているのかというところは確認します。

例えば今回の点検結果の中で、項目別で多いところとしては、路面標示が特に多かったというところもありますので、要因が個別に、何に起因しているか不明ですが、そういう交通安全に対する意識が、全体としては高いというエビデンスはあります。

○中村委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 ちょっとお伺いしたいのですが、全ての指摘内容の中で、学校から児童に安全指導と、何項目かで出ていると思うのですが、これはどういった形で指導を行っているのですか。

○学務課長 例えば校長からの訓示であるとか、学級運営の中での担当教員からの指導であるとか、いわゆる交通安全対策に関する指導を学区の中で行っているというものでございます。

○教育長 その際に、具体的な場所を紹介してということでしょうか。

○学務課長 さようでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 今の鈴木委員のご質問の内容に属するのですが、学校から児童に安全指導という項目は、実は私がPTAをやっていたときから地元でありまして、道路が狭くて、子どもの行き来があるのだけれども、これは広げられないと。歩道を取れないというような内容のことを、例えば9番の、道路が狭い道のりが多いので交通指導、ということになると思うのですけれども、とにかくこれのことは口を酸っぱく子どもには、訓戒とか何とかということではなくて、定期的に子どもたちには指導してもらいたい内容だと思います。

それから、そういう場所に、子どもに指導するのと同時に、そういう注意を喚起するような看板とかを立てていただけないのかなど、かねがね、これをやるたびに私思っていたのですが、その辺はいかがでしょうか。

○学務課長 例えば、個別の事案になりますが、今、御田小学校が仮校舎に転じているのに伴っての指摘ということで、こちらの中の事例ですが、三光坂下の一方通行の安全対策は、地域の方は問題意識を持っていて、それに関連して舗装、道路舗装を変えつつ、今、ご指摘のあった看板表示、形態は定かではないのですが、注意喚起の表示をするような対応をしている例もございます。

ケース・バイ・ケースではありますが、指摘箇所については関係機関で共有して、対応できることについては、今申し上げた事例のように対応していただきますし、また対応していただけなかつたことについても、繰り返しフォローアップをしていく態勢を取っておりますので、ご指摘があつた箇所全てにおいて注意喚起をするということは難しいかもしれません、ケース・バイ・ケースでの対応をしているところでございます。

○田谷委員 そういう箇所が何か所あって、何か所がそれなりの対応が済んだかということは、ある程度、教育委員会でも確認しておいた方がいいかと思うのです。今の、学校から児童に安全指導ということ。それをお願いします。

特にありますのは、地元の話ばかりで恐縮なのですが、うちの会社の前の通りというのは、北里通りからプラチナ通りに抜ける一方通行の道がありまして、そこに今、歩道をつくるというところで、割と町会では問題になっている。いらないと。歩道はいらないと。ただ、もちろん子どもの通りもありますが、一方通行ですので、そんなに車の通りが多いという訳でもないのですが、では、ガードレールみたいな程度にするのか、それが何か、樹脂のポールみたいなやつは何というのでしたか。道路から立っているような。あれで済ませるか。その辺を今協議しているところだという町会長さんからの話もあるのですが、そういう、それ程必要ではない、余り現場の住民が必要としていないところはそういうのいいのですが、今ここで指摘で出ているようなところは、それぞれのPTAが危ないなと思っているところでありますので、そういうところに力を入れてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 同じことなのですが、学校から児童に安全指導というのと並行に、保護者への共有というのをしていただけすると。

たまたま私の方の学校区域でないのかもしれないのですが、共有されたことがないので、どこが危険で、それこそ13番のような危険と思われるブロック塀があるとか、そういったものが保護者にも伝わっていないと、子どもたちが校長先生からお話を聞いたと言っても、何割かの生徒さんは聞いていないと思うのです。

なので、親からのきちんとしたフォローと言いますか、できるように、そういう学校の月例で送られているような便りに載せるとか、そういう方法もあわせて進めていただけとありがたいです。お願ひいたします。

○学務課長 ご意見として、ごもっともと思います。ただ、色々な粒度、レベル感もありますので、どういう形で保護者に情報提供していくのが適切なのか考えていきたいと思います。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 今の観点ですが、例えば最近は災害対策でハザードマップとかあるではないですか。ああいうので学区内で、「ここここここは、ちょっと危険だから注意しなさい」みたいなマップみたいなものをつくって、生徒と保護者に配るとか。そうすると保護者もそれを見て、「ああ、ここここ、自分は知らないけれども、この辺は危険なのだな」というのが分かれば、今の鈴木委員のご指摘みたいなことも、親が情報としては共有できると思うので、そういうマップみたいな物をつくるというのも一つの考え方ではないかなと思いました。

○学務課長 すいません、説明が足りていなかつたのですが、まず、先程冒頭の説明させていただいたとおり、実際に結果報告としてまとまったものは、安全マップということで見える化して、これは児童はもちろん保護者とも共有しております。さらに細かいレベルでの点検結果ということに

なると、そこは情報提供の仕方に課題があるというところですので、最低限、必要な注意喚起は教育委員会、学校の方で既に行われていると理解していただけたらと思います。

○教育長 各学校とも、中村委員からのお話のあったマップはもうつくっているということでいいのですよね。

○学務課長 さようです。

○教育長 了解です。

○中村委員 それは、ここで上がってきているようなものの中で、特に注意をしなければいけないようなものをマップにしているということですか。

○教育指導担当課長 通学路安全マップ自体は、自分の子どもと、お子さんと、保護者の方で実際に行ってみて、その箇所が、「こういうところが危険だ」とか「こういうところは人が多いね」というところを含めて、そちらも、今回の通学路点検はこれにさらに加えて、マップとしてさらに精度を上げるというか、しっかりと把握できるような形で進めていくもので、そもそもそれとはまた別に、通学路安全マップというのは毎年必ずお子さんと一緒に、確認して、危険箇所を教えていただいてマップを作成するという形で進めているものでございます。

○中村委員 それは、各学校でつくっているということですよね。

○教育指導担当課長 学校で作成しているものでございます。

○中村委員 先程、学務課長が言われたのは、区全体としてつくっているということですか。マップをつくっていると言われましたよね。それは区として、区の全体のマップとしてつくっているということですか。

○学務課長 学校ごとです。

○中村委員 では、同じことを言っているということですか。分かりました。

○鈴木委員 それは学校から配布されているのですか。見たことがないです。

○教育指導担当課長 各学校によると思いますが、該当の学年に応じて作成しているものでございまして、例えば小学校3年生だったりとか小学校4年生の保護者の方と、子どもと一緒に作成して、例えばそれを全校にメールだったりとかお手紙とかで配信しているケースもあれば、学校によっては掲示物として廊下などに掲示して、みんなで確認、把握できるような形で進めて、その把握の仕方というか、お知らせの仕方は各学校それぞれかと存じます。

○教育長 そうすると、掲示している場合は、保護者はなかなか見る機会がなくなるということなので、状況を把握した上で、今、委員の皆さんからあったことも踏まえながら、特に交通安全は大事な部分ですので、ぜひ調整をしてください。またその後の状況を含め、報告をしてください。

ということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員、または説明員の皆さんから、その他何かござりますでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 7月22日の教育委員会臨時会でご報告をさせていただきました、芝浦中央公園運動場壁打ちテニスコートの床面の改修のための休止期間なのですが、当初、8月2

1日から9月10日までを予定しておりましたが、このところの台風やゲリラ豪雨等の悪天候によって工事が遅れた関係で、9月13日まで休止期間を延長したいと考えております。よろしくお願ひします。

○教育長 ただいまのご報告に対して、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。事務局も含めて、大丈夫でしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を9月25日、午前を予定しております。よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員